

事業税及び地方法人特別税の確定申告期限の延長について

(平成 29 年 4 月 1 日以降申請分)

地方税法第 72 条の 25 第 3 項又は第 5 項に基づく法人事業税・地方法人特別税の確定申告書の提出期限の延長申請については、平成 29 年度税制改正により、当該延長申請を平成 29 年 4 月 1 日以降に行う場合には、以下のとおり改正されました。

延長の承認を受けたい法人は、下記のとおり申請書に定款等の写しを添付し、各県税事務所へ申請してください。

1 改正の概要

(1) 改正前

会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、申告期限までに申告納付することができない常況にある場合は、3 月以内に申告納付することができる。

(2) 改正後（地方税法第 72 条の 25 第 3 項、第 5 項）

定款、寄附行為、規則、規約、その他これらに準ずるもの（定款等）の定め、又は特別の事情があることにより、事業年度終了から 2 月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にある場合は、3 月以内に申告納付することができる。

次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内に申告納付することができる。

1 号…会計監査人を置いている場合で、かつ定款等の定めにより 3 月以内に定時総会が招集されない常況にある場合は、3 月を超え 6 月を超えない範囲内の月数の期間内（最大 4 月延長）

2 号…特別の事情があることにより 3 月以内に定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情がある場合は、3 月を超える月数の期間内

2 添付書類について（地方税法施行令第 24 条の 4 第 3 項、第 24 条の 4 の 3 第 1 項）

定款等の定めにより、事業年度終了から 2 月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることを理由に延長申請を提出する場合は、定款等の写しを添付しなければならない。